

## 2-6 高齢者専用賃貸住宅等の項判定に係る取扱い基準

- 1 平成 21 年 3 月 31 日消防予第 131 号通知に基づき、高齢者専用賃貸住宅等の用途の判定に際して、届出の有無や名称のみで判断することなく、営業形態、サービスの内容、サービス受給者の要介護等の程度の要件を総合的に判断して用途を判定することとする。
- 2 通常マンション等において、個別の世帯ごといわゆる訪問介護等を受けている場合には、令別表第一 5 項ロに該当するものとする。
- 3 いわゆる高齢者専用賃貸住宅等のうち、当該施設を設置・運営している事業者又はその委託を受けた外部事業者により、入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われている場合は、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 高齢者専用賃貸住宅のうち、入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われ老人福祉法第 29 条に基づく有料老人ホームの届出の義務のある施設は、令別表第一 6 項ロ又はハに該当するものとする。
  - (2) 適合高齢者専用賃貸住宅にあつては、老人福祉法第 29 条に基づく有料老人ホームの届出義務はないものの、専ら高齢者を入居させ、入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われていることから、高齢者専用賃貸住宅と同じく、令別表第一 6 項ロ又はハに該当するものとする。
- 4 その他の賃貸住宅であっても、高齢者対象の入居施設であり、入浴や食事の提供等福祉サービスの提供が行われ、老人福祉法第 29 条に基づく有料老人ホームの届出義務のある施設は、令別表第一 6 項ロ又はハに該当するものとする。
- 5 高齢者専用賃貸住宅等を 6 項ロ又はハに判定する際、自力避難困難者の数が入居定員等の半数以上となる場合には、6 項ロで取り扱うものとし、その他は 6 項ハで取り扱うものとする。